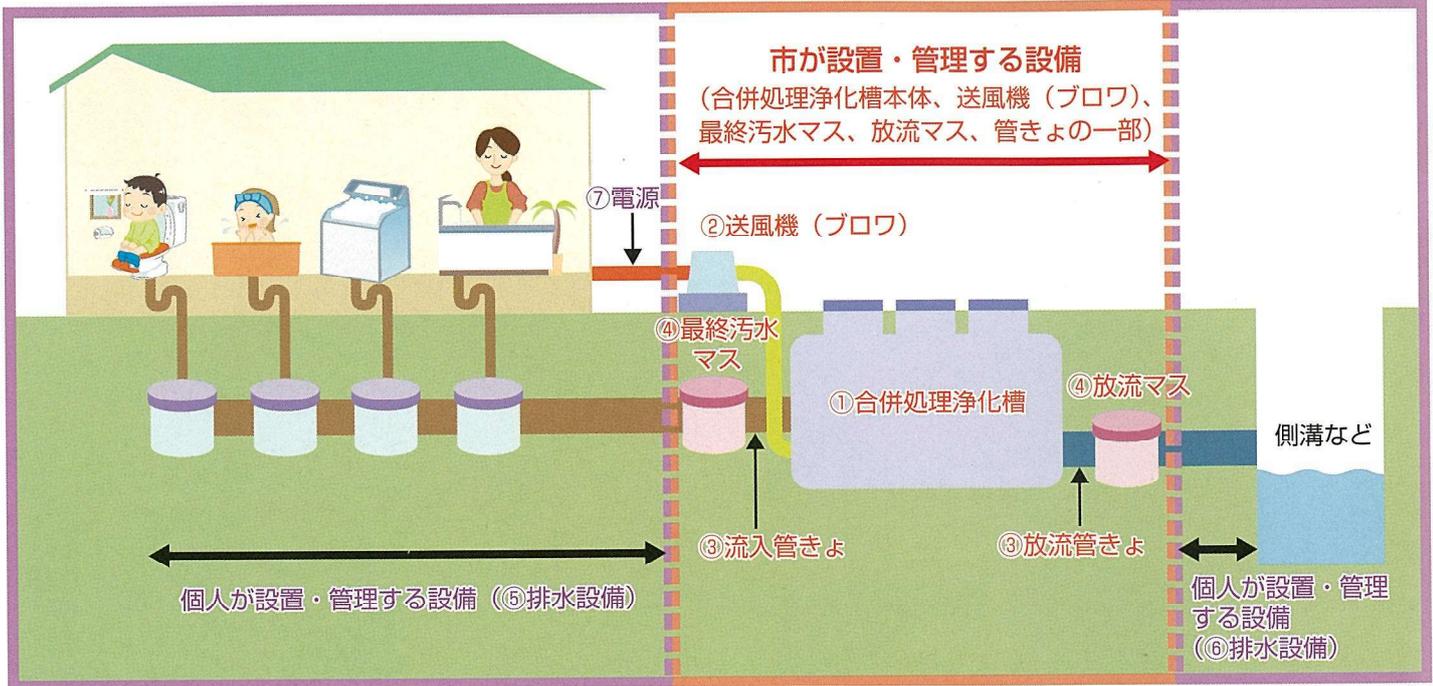


4 公設浄化槽制度とは

- 公設浄化槽を設置できるのは、市が指定した整備区域内の住宅のみです。
- 整備区域内で設置を希望する住宅一軒一軒に、市が合併処理浄化槽を設置します。
- 設置費の一部として分担金をいただきますが、個人で合併処理浄化槽を設置するよりも少ない個人負担で設置することができます。※国の補助制度改正等により、個人設置の負担が減少する場合があります。
- 使用料をお支払いいただき、清掃や保守点検、修繕は市が行います。
※宅内水洗化及び排水設備の設置並びに維持管理は個人負担となります。

◆市が設置する設備と個人で設置していただく設備のイメージ図



(1) 市の負担で設置し、維持管理する部分

- ①合併処理浄化槽本体
(機械施工による設置工事費を含む)
- ②送風機 (ブロフ)
- ③管きよ (浄化槽本体から前後 1 m以内)
- ④マス (浄化槽本体から前後 1 m以内に設置するもの)

(2) 個人の負担で設置し、維持管理する部分

- ⑤排水設備 (宅内から最終汚水マスまで)
- ⑥排水設備 (放流マスから放流先まで)
- ⑦屋外電気設備 (送風機の電源)
- その他 (必要に応じて) ●宅内の水洗化工事
 - 使わなくなるくみ取便槽・単独処理浄化槽の撤去・処分
 - アスファルトや立木など支障物の撤去・復旧
 - 浄化槽上部を駐車場とする場合の支柱補強工事
 - 排水ポンプ設置工事
 - 機械施工に伴う仮設工事 (仮設道路等)
 - 人力施工の場合は機械施工工事費との差額 など

◆設置する公設浄化槽の規模について

公設浄化槽の大きさ (人槽) は、設置する住宅の延床面積等によって決まります。

◎大きさ (人槽) を決定する基準 (一般的な居住専用住宅の場合)

5人槽 ≤ 130㎡ (住宅の延床面積) < 7人槽 (二世帯住宅の場合は10人槽)

公設浄化槽本体の大きさ

人槽	長さ	幅	高さ
5人槽	2.00m	1.10m	1.60m
7人槽	2.50m	1.20m	1.60m
10人槽	3.00m	1.50m	1.60m



注意

上記の大きさは目安であり、実際に設置する浄化槽の大きさは変わる場合があります。また、設置するためには本体の大きさに加え、基礎工事や設置工事のための余幅が必要です。

◆分担金について

- 設置費の一部を分担金としてお支払いいただきます。
- 分担金は設置する浄化槽の大きさで決まり、下記の金額を工事完了後に一括でお支払いいただきます。

浄化槽の人槽区分	分担金
5人槽	120,000円
7人槽	150,000円
10人槽	190,000円

※11人槽以上の分担金は、設置に必要な工事費の10分の1を目安に別に定めます。

◆使用料について

- 公設浄化槽を設置し、使用しはじめると、使用料を納めてもらいます。
- 公設浄化槽の使用料は設置した浄化槽の大きさによる定額制となっており、水道料金と一緒に納めてもらいます。
- 皆さんが納めた使用料は、浄化槽の保守点検、清掃、修繕などの維持管理費にあてられます。

浄化槽の人槽区分	使用料(月額)※税込
5人槽	3,674円
7人槽	4,202円
10人槽	5,038円

※11人槽以上の使用料は、維持管理に必要な経費を基に、別に定めます。

※使用料の他に、水道料金及び送風機（ブロフ）を動かすための電気料金は、個人でご負担いただきます。

※消費税は10%で計算しています。



5 排水設備工事と工事の融資制度

- 公設浄化槽の設置工事が完了したら、宅内からの汚水を公設浄化槽へ流すための排水設備を速やかに設置してください。
- 排水設備工事は個人の負担で設置し、維持管理していただきます。
- 工事は浄化槽法で定められた登録または許可を受けた業者に依頼してください。

◆公設浄化槽に接続するための排水設備工事費を無利子で融資します。

融資の対象	単位	金額	利率	償還方法
くみ取り便所改造	大便器1個につき	100万円以内	無利子	60ヶ月以内で 元金均等
単独処理浄化槽改造	浄化槽1槽につき			

くみ取り便所を水洗便所へ改造する場合や単独処理浄化槽を廃止して公設浄化槽へ接続する場合など、公設浄化槽の設置に伴って排水設備工事を実施する際に、融資を受けることができます。

※融資条件の詳細や手続き等、詳しくは窓口までお問い合わせください。

※この制度は借入先金融機関の貸付規定にもとづき、直接金融機関と契約していただくこととなりますので、事前に借入先金融機関と相談しておいてください。

